

令和2年度 京都市立四条中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う

2 いじめ対策委員会

いじめに対する校内の組織体制として、予防的措置や実際の解決策を講じていく。組織の特徴として重要事案にも即座に対応でき、全教職員の共通理解と全校体制で指導できる組織となっている。さらに、スクールカウンセラーが構成員となっていることにより、医療機関等との連携が図れ、当該生徒の心のケアを支援できる組織となっている。

[構成]

学校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、生徒会主任

補導主任、養護教員、通級指導担当 スクールカウンセラー

[役割]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたらいじめ対策委員会で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

[開催時期]

- ・定例会 週1回おこなう
- ・緊急会議 事態の状況により随時おこなう

[生徒・保護者等への周知方法]

- ・生徒へは全校集会や学年集会で周知する
- ・保護者については、学年懇談会等で周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

学習環境の整備

- ・学級の雰囲気を整えることが極めて重要であり、学習場所としての環境（物的環境）や学習習慣の育成（人的環境）を学級担任や教科担任を中心に、全教職員が協力して進めていく。
- ・学習規律の徹底が重要である。授業中の私語や忘れ物、授業への遅刻など、早期に毅然とした指導をする必要をおこない、『よい授業』づくりが展開できるようにする。

授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。

生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

生徒同士の絆づくり

- ・教職員は、生徒主体の「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を準備する、いわゆる「居場所づくり」をおこなう。
- ・生徒会活動や部活動を通して、生徒に自発的な思いや行動を湧き起こさせるような教育活動を展開し、生徒がその中で主体的に学び、共同の活動をおこなうことで生徒主体の「絆づくり」を形成させる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

・日常の生徒に対する情報共有

日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

・生徒に対する定期的な調査

日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシートを複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。

・上記調査の結果の検証及び組織的な対処

結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

・いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有および対応（次頁フローチャート図参照）

・インターネットを通じて行われるいじめへの対応

校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。保護者へは、「携帯スマホに関わる生徒の指導について」という啓発プリントを配布し、保護者への協力を要請する。また、スマホへのフィルタリングサービスの適用などについても協力依頼していく。

京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施し、インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。また、ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。

・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

被害生徒が心身の苦痛を感じていないか否かを、被害生徒や保護者との面談を通じて確認し、いじめが止んでいる状況があっても3ヶ月間は継続して見守り、再発させないために取組を継続する。

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・ 学習環境の整備
- ・ 道徳教育・人権教育の充実
- ・ 児童生徒同士の絆づくり
- ・ 授業改善
- ・ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・ アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

〔認識の共有化・行動の一元化〕

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対応。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ① いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※ 面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
- ・定期的に生徒観察を行い教職員相互で情報交換する。

4. 保護者・地域の連携

- ・学校運営協議会を年間3回実施するなかで、いじめ防止の学校評価の結果と分析を通じて改善策を講じていく
- ・地域生徒指導連絡協議会については役員会および総会を各2回実施し、いじめ防止を含め生徒指導全般において予防策を講じていく

5. 重大事態への対処

・基本的な考え方

いじめにより次のような事態が認められた時は、「いじめ対策委員会」において迅速に調査に着手する。

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
- ②生徒が自殺を企図した場合
- ③生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある
- ④生徒が年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している

また、上記以外でも事態の重大性を鑑みて、適切に調査していく。さらに、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも同様の対応を行う。

・重大事態が発生したときの対応

教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6. 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催 教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見 積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◆校内研修会① 「配慮を要する生徒の共有①」 「年間指導方針・計画」の共有 ◇生徒指導委員会（いじめ対策委員会）① 「学校いじめ防止等基本方針の共有」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・新入生を迎える会 ・学級目標決め ・全校集会	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・家庭訪問週間（希望制）
5	◇生徒指導委員会（いじめ対策委員会）② 「教育相談の実施に向けて」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「配慮を要する生徒の共有②」	・憲法月間 【1年】ケータイ教室 (5/29)		・学校運営協議会① ・地生連役員会① 「いじめ対策委員会の構成員を広報」
6	◇生徒指導委員会（いじめ対策委員会）③ 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「学校評価の実施に向けて」	・生徒総会	・教育相談の実施① ・第1回記名式いじめアンケートの実施 ・学年集約と共有①	・PTA 総会 ・休日参観 ・学年懇談会 ・道徳公開授業 ・地生連総会① 「いじめ対策委員会の構成員を広報」
7	◇生徒指導委員会（いじめ対策委員会）④ 「夏季休業中の生活について」 「第1回記名式いじめアンケートの情報共有と対策」	・全校集会 ・小中連携授業参観 ・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・サマースタディ ・学年集会 【2年】非行防止教室 【3年】薬物乱用防止教室	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有①	・三者懇談会 ・学校評価の実施①
8	◇生徒指導委員会（いじめ対策委員会）⑤ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」	・全校集会	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有 ・組織的対応の検討	・地域パトロール
9	◇生徒指導委員会（いじめ対策委員会）⑥ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「教育相談の実施に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」	・文化祭、体育祭に向けての取組 ・体育祭 ・全校集会		学校運営協議会②

10	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」	・文化祭 ・全校集会 【1年】校外学習 【2年】校外学習 【3年】修学旅行	・教育相談の実施② (3年進路相談)	
11	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑧ 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「教育相談の結果共有」	・全校集会 ・オープンスクール	・第2回記名式アンケートの実施 学年集約と共有②	・進路保護者会 ・入学説明会
12	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑨ 「第2回記名式アンケート調査 クラスマネジメントシートの結果共有と対策」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・全校集会 ・学年集会 ・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え	・第2回クラスマネジメントシートの実施, 学年集約と共有②	・三者懇談会 ・学校評価の実施②
1	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 ◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・全校集会 ・人権標語の作成と発表		・学校運営協議会③ ・地生連役員会②
2	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑪ 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・全校集会		・PTA総会 ・地生連総会②
3	◇生徒指導委員会(いじめ対策委員会)⑫ 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「次年度のいじめ防止基本方針について」	・全校集会 ・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	

※毎月定例の生徒集会を実施して、生徒の自治活動を全校に発信していく機会を設ける。

※毎月「4」のつく日を「四条の日」とし、生徒が自分たちの学校をよりよくするために活動する。